

身体的拘束等の適正化について

和歌山県介護サービス指導課
令和6年11月



目次

1. 身体的拘束等の適正化

2. 身体拘束廃止未実施減算

3. 身体的拘束等適正化検討委員会の議事録(例)について



1. 身体的拘束等の適正化



1. 身体的拘束等の適正化

(1) なぜ、身体的拘束等の適正化が必要なのか

身体拘束とは「**本人の行動の自由を制限すること**」であり、当然してはならないことです。

緊急やむを得ない場合であっても、当人以外の者が、本人に対して、非常に強い権限を行使する重みを理解し、本人の尊厳を守るために、適正な手続きを極めて慎重に行う必要があります。

身体拘束の具体的な行為（例）

- ①一人歩きしないように、車いす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③自分で降りられないように、ベッドを網（サイドレール）で囲む。
- ④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- ⑧脱衣やオムツはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッド等に体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。



1. 身体的拘束等の適正化

(1) なぜ、身体的拘束等の適正化が必要なのか

身体拘束がもたらす多くの弊害

身体的弊害

- (1) 関節拘縮、筋力低下、四肢の廃用症候群といった身体機能の低下や圧迫部位の褥瘡の発生等の外的弊害
- (2) 食欲の低下、心肺機能や感染症への抵抗力の低下等の内的弊害
- (3) 拘束から逃れるために転倒や転落事故、窒息等の大事故を発生させる危険性

精神的弊害

- (1) 本人は縛られる理由も分からず、人間としての尊厳を侵害
- (2) 不安、怒り、屈辱、あきらめ等の精神的苦痛、認知症の進行やせん妄の頻発
- (3) 拘束されている本人の姿を見た家族に与える精神的苦痛、混乱、罪悪感や後悔

社会的弊害

- (1) 看護・介護職員自身の士気の低下
- (2) 施設・事業所に対する社会的な不信、偏見を引き起こす
- (3) 身体的拘束による本人の心身機能の低下は、その人のQOLを低下させるだけでなく、更なる医療的処置を生じさせ、経済的にも影響を及ぼす

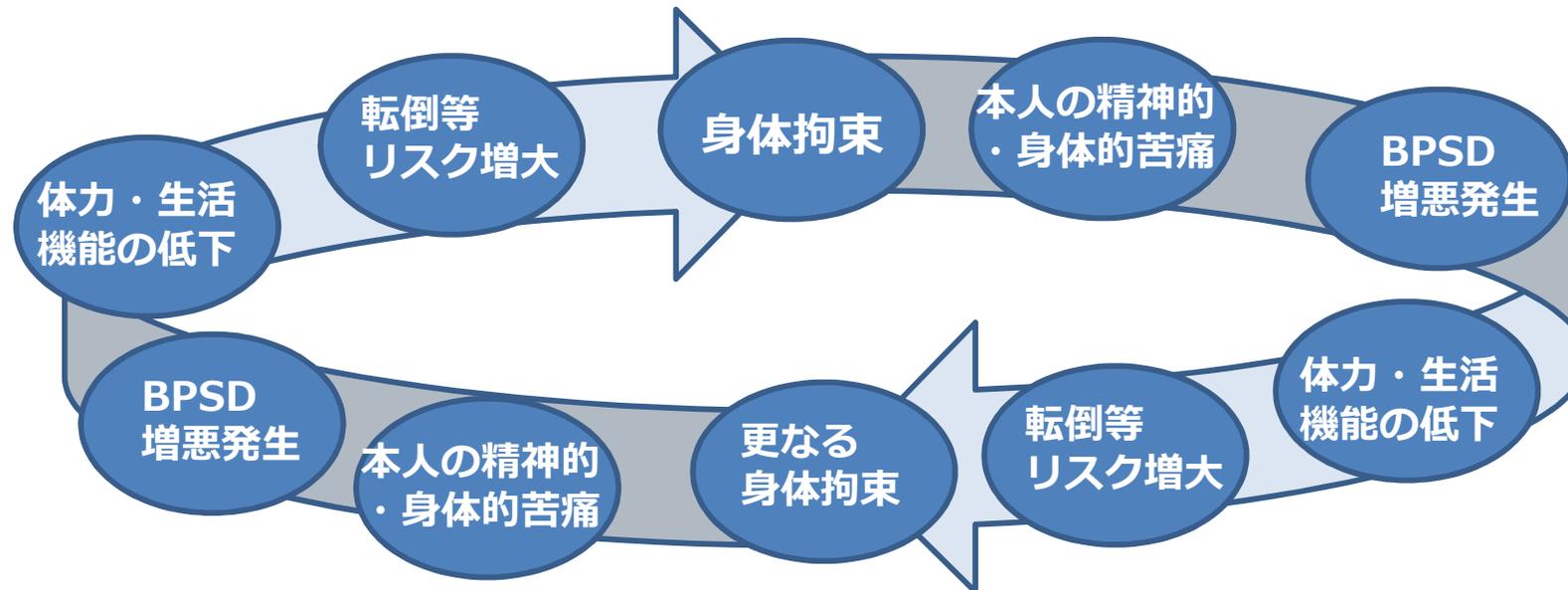


1. 身体的拘束等の適正化

(1) なぜ、身体的拘束等の適正化が必要なのか

拘束が拘束を生む「悪循環」

身体拘束による「悪循環」を認識する必要がある。認知症があり体力も低下している高齢者を拘束すれば、ますます体力は衰え、認知症が進む。その結果、せん妄や転倒等の二次的・三次的な障害が生じ、その対応のために更に拘束を必要とする状況が生み出される。



身体的拘束の廃止・防止は、この「悪循環」を高齢者の自立促進を図る「よい循環」に変えることを意味している。

1. 身体的拘束等の適正化

(2) 緊急やむを得ない場合の身体的拘束等

緊急やむを得ない場合の適正な手続きを経た身体的拘束等は例外的に認められています。

この適正な手続きは、あくまでも「本人の尊厳を守るため」に行うものです。適正な手続きとは、「**切迫性**」「**非代替性**」「**一時性**」の三つの要件を満たすかどうかを組織等で話し合い、かつ、それらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うことです。

三つの要件をすべて満たすことが必要

「本人の尊厳を守るため」の
緊急やむを得ない場合の
三つの要件

非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと

切迫性

本人または他の入所者（利用者）等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと

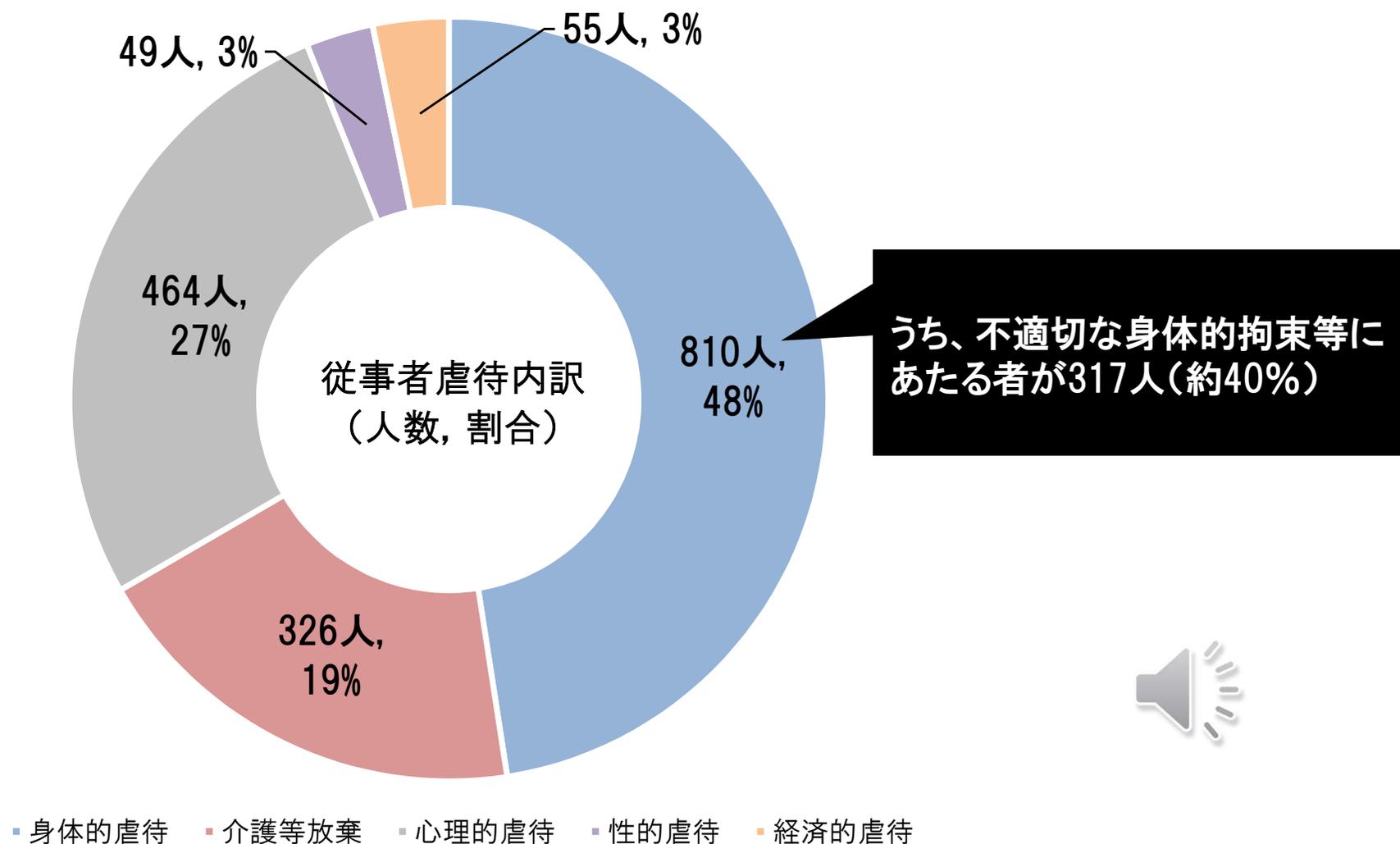
一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること



1. 身体的拘束等の適正化

(3) 従事者虐待に占める不適切な身体的拘束等の割合（令和4年度）



令和4年度に発生した施設等での虐待（全国）のうち、身体的虐待を受けた者が810人いたが、そのうち、不適切な身体的拘束等を受けていたのは317人（約40%）

2. 身体的拘束廃止未実施減算

2 (1) . 身体拘束廃止未実施減算とは

1 対象サービス

特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、短期入所生活介護、短期入所療養介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護



2 減算額

(入居者全員) 所定単位の10%/日減算

(短期入所系・多機能系サービスは所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算)

3 要件

- ・身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。
- ・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。
- ・身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ・介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的（年2回以上及び新規採用時）に実施すること。

2 (1) . 身体拘束廃止未実施減算とは

先に示した要件のいずれか1つでも行っていない場合、減算対象サービスにおいて入所者全員について所定単位数から「1日あたり10%」減算されますので十分御留意ください。

※ただし、短期入所生活介護、短期入所療養介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型介護については、令和7年3月31日までは適用されません。

★対象となるサービス事業者におかれましては、次頁以降に示す必要な措置等について適切に行うようにしてください。



2 (2) . 守るべき基準① 記録の作成

緊急やむを得ない場合に、身体的拘束等を行う場合には、**その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録**してください。また、その記録は**5年間保存**してください。

「緊急やむを得ない場合」とは、「**切迫性**」「**非代替性**」「**一時性**」の3要件を満たし、かつ、それらの要件の確認等の手続きが極めて慎重に実施される場合です。

切迫性・・・利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと

非代替性・・・身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと

一時性・・・身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること



2 (2) . 守るべき基準① 記録の作成

緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書 (例)

【記録1】

緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書

〇 〇 〇 〇 様

1 あなたの状態が下記のABCをすべて満たしているため、緊急やむを得ず、下記の方法と時間等において最小限度の身体拘束を行います。
2 ただし、解除することを目標に観念検討を行うことを約束いたします。

記

A	入所者（利用者）本人又は他の入所者（利用者）等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い
B	身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する看護・介護方法がない
C	身体拘束その他の行動制限が一時的である

個別の状況による拘束の必要な理由	
身体拘束の方法 (場所、行為(部位・内容))	
拘束の時間帯及び時間	
特記すべき心身の状況	
拘束開始及び解除の予定	月 日 時 から 月 日 時 まで

上記のとおり実施いたします。

平成 年 月 日

施設名 代表者 印
記録者 印

(利用者・家族の記入欄)

上記の件について説明を受け、確認いたしました。

平成 年 月 日

氏名 (続柄) 印

緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・再検討記録 (例)

【記録2】

緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・再検討記録

〇 〇 〇 〇 様

月日時	日々の心身の状態等の観察・再検討結果	カンファレンス参加者	記録者サイン



※身体拘束に関する説明書・経過観察記録の参考例は厚生労働省が発行している「身体拘束ゼロの手引き」に掲載されています。

2 (3) . 守るべき基準② 委員会の開催及び結果の周知

身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を**3月に1回以上**開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ってください。

例) 委員会の議事録を職員に配布し、記録を残す
委員会の議事録にチェック（押印）欄を設け回覧する 等

※委員会の議事録例等は「3. 身体拘束等適正化検討委員会議事録（例）について」を参照してください。



2 (4) . 守るべき基準③ 指針の整備

身体的拘束等の適正化のための指針を整備してください。

※指針には次の**7項目**を盛り込んでください。

- ①施設における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方
- ②身体的拘束等適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項
- ③身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針
- ④施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針
- ⑤身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針
- ⑥入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
- ⑦その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針



2 (5) . 守るべき基準④ 研修会の開催

介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的 **(年2回及び新規採用時)** に実施してください。



3. 身体的拘束等適正化検討委員会の議事録(例)について



3. 身体的拘束等適正化検討委員会議事録(例)について



運営指導において、身体的拘束等を行う際に必要な三要件の検討がなされていなかったり、議事録に検討の記録がされていない事例が複数見受けられました。

次頁以降に示す例を参考に、身体的拘束等適正化検討委員会を実施し、議事録を残すようお願いします。



3. 身体的拘束等適正化検討委員会議事録(例)について

身体的拘束等適正化検討委員会における議題内容（例）

○議題（※イメージです。施設の状況に合わせて検討ください）

①前回の振り返り

②3要件（切迫性、非代替性、一時性）の再確認

③（身体拘束を行っている利用者がいる場合）

3要件の該当状況を個別具体的に検討し、併せて利用者の心身への弊害、拘束をしない場合のリスクを評価し拘束の解除に向けて検討する。

④（身体拘束を開始する検討が必要な利用者がいる場合）

3要件の該当状況、特に代替案について検討する。

⑤（今後やむを得ず身体拘束が必要であると判断した場合）

今後医師、家族等との意見調整の進め方を検討する。

⑥意識啓発が必要な事項の見直し

⑦今後の予定（研修・次回委員会）

⑧今回の議論のまとめ・共有



3. 身体的拘束等適正化検討委員会議事録(例)について

身体的拘束等適正化検討委員会議事録 (例)

施設名_____

①前回の振り返り

前回議事録や研修等の実施状況を確認し、委員会の決定が機能しているか確認する。

②該当する行為・やむを得ず身体拘束を行う際の3要件の再確認

③ (身体拘束を行っている利用者がある場合)  → 20ページで記載例を例示

④ (身体拘束を開始する検討が必要な利用者がある場合) → 21ページで記載例を例示

⑤ (今後やむを得ず身体的拘束が必要であると判断した場合)

今後、医師、家族等との意見調整の進め方を検討する。

(1) 医師、家族との意見調整を進める担当者○○○

(2) 身体拘束開始日 令和○年○月○日・身体拘束解除日 令和○年○月○日

(3) いつ、どのような拘束を実施するのか ○時～○時、○○を実施

(4) 留意事項・その他_____

3. 身体的拘束等適正化検討委員会議事録(例)について

続き

⑥意識啓発が必要な事項の見直し

身体的拘束適正化のための指針、研修等の中で周知が必要な部分（理解が弱いと感じる部分（現在のケアの再確認・見直し等を含む）、今後の方針等）を確認し、今後の職員への意識啓発のための方針を決定する。

⑦今後の予定（研修・次回委員会）

（1）身体的拘束適正化に関する研修について確認（※年複数回）

※開催日時、内容、担当者、資料作成進捗等

（2）次回委員会の日時・場所について（三カ月以上一回以上の頻度）

⑧議論のまとめ・共有 ※記録を職員（介護職員その他の従業者）に回覧する

（※直近で取り組むべきことやその進め方、期間をまとめ、記録する。）

3. 身体的拘束等適正化検討委員会議事録(例)について

★身体的拘束を行っている利用者がある場合の検討例

利用者の日々の態様記録等を参考にして、3要件の該当状況を個別具体的に検討し、併せて利用者の心身への弊害、拘束をしない場合のリスクを評価し拘束の解除に向けて検討する。

- i 現在、身体拘束に該当する利用者数_____人
- ii 各人別の身体拘束解除に向けた検討（※欄は適宜追加して作成してください）

(例)



居室	利用者氏名	現拘束の内容
切迫性		該当/非該当
非代替性		該当/非該当
一時性		該当/非該当
適正化の方針		
期間(終期)		

(※「身体拘束解除」に向けて具体的な検討とその内容を記載ください。)

3. 身体的拘束等適正化委員会議事録(例)について

★身体拘束を開始する検討が必要な利用者がある場合の検討例

緊急やむを得ない身体的拘束に該当するか3要件の該当状況を具体的に確認し、特に代替案について検討する。

(例)

	利用者氏名	3要件該当状況	該当/非該当
切迫性		(※利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いことが分かる具体的な状況を記載する)	
非代替性		(※他の方法を検討した結果、それでもなお身体拘束を行う以外に代替する方法がないのであれば検討した代替方法とそれが対応策として不十分である理由を記載する)	
		代替案	
		代替案不可理由	
一時性		(※身体拘束が一時的なものであり、利用者の状態等に応じて必要最小限の期間と最も短い拘束時間に設定されていることとその理由を記載する)	
適正化策			

